

沖ト協発第199号
令和5年3月13日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「燃料サーチャージの算出方法等」の告示について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「燃料サーチャージ」につきましては、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」の一部として通達の中で規定されておりましたが、令和5年3月1日に別添のとおり「燃料サーチャージの算出方法等」として国土交通省より告示へと強化され発令されたところです。

当協会といたしましては、「標準的な運賃」とともに「燃料サーチャージ」の収受につきまして、引き続き、荷主や荷主関係団体等に対し広く周知を図る所存であります。

つきましては、会員事業者におかれましても、荷主との交渉に活用していただき、令和6年3月末で期限を迎える「標準的な運賃」告示制度の期限延長に向けて届出を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〈お問合せ先〉

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280

令和5年3月1日
自動車局貨物課

トラック運送業に係る標準的な運賃の一部として、燃料サーチャージの算出方法等を告示しました

～ トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進します ～

令和2年4月に告示した「標準的な運賃」の一部として、「燃料サーチャージの算出方法等」を告示しました。燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備することにより、トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進します。

1. 背景

平成30年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第96号）に基づき、運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃收受を支援するため、令和2年4月に、「標準的な運賃」を告示しました。

「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年などの経営改善につながる前提を置いて、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示しています。

令和4年末時点で「標準的な運賃」の届出率は52%まで上がりましたが、燃料サーチャージの設定・收受については、「標準的な運賃」の解釈通達においてのみ位置づけられていたため、より広く関係者に周知することが課題とされていました。

2. 概要

今般、燃料サーチャージの設定・收受が、「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来、「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）」において定められていた燃料サーチャージの算出方法等を、新たに告示として定めることとしました。

今後、新たな告示について、トラック事業者や荷主への周知・浸透に取り組み、トラック事業者と荷主との運賃交渉をいっそう促進してまいります。

（参考）

なお、運輸審議会において検討した結果、本件については、同審議会への諮問を不要とする軽微な事案に認定^(※)されています。

※ https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000238.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 羽田野

TEL：03-5253-8111（内線：41323）、03-5253-8575（直通）

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、**運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援すること**を目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤(自己資本金の10%)などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- **荷主との運賃交渉をさらに促進し、燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁が可能となる環境を整備**することを目的に、従来、解釈通達として位置づけられていた「**燃料サーチャージの算出方法等**」を告示(令和5年3月1日)して広く周知。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要**。

標準的な運賃 届出までのプロセス

STEP1 標準的な運賃制度を理解する

STEP2 自社で運賃を計算する

STEP3 荷主と運賃を交渉する

STEP4 運賃の事後届出を行う

届出に至るまでの過程を改善

- これまでの普及策の効果検討
- 課題抽出(例:周知・浸透の良し悪し、荷主理解)

- 経営状況の振り返り・分析を促進
 - ・ドライバー人件費
 - ・車両の更新費用
 - ・燃料費(燃料サーチャージを含む)
 - ・実車率
 - ・保険料
 - ・適正利潤

- 運賃交渉の障壁解消
 - ・荷主の理解

※標準的な運賃の届出率 52.6% (令和5年1月末時点)

○国土交通省告示第147号

令和2年国土交通省告示第575号Ⅶの規定に基づき、燃料サーチャージの算出方法等を次のように定めたので、告示する。

令和5年3月1日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

燃料サーチャージの算出方法等

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格：100.0円（※）

改定の刻み幅：5.0円

改定条件：改定の刻み幅5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件：軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式：（距離制運賃）

走行距離（km）÷燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）
（時間制運賃）

平均走行距離（km）÷燃費（km/L）×算出上の燃料価格上昇額（円/L）

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00円	—
～ 100.00円	廃止	
100.00超～ 105.00円	102.50円	2.5円
105.00超～ 110.00円	107.50円	7.5円
110.00超～ 115.00円	112.50円	12.5円
115.00超～ 120.00円	117.50円	17.5円
120.00超～ 125.00円	122.50円	22.5円
125.00超～ 130.00円	127.50円	27.5円
130.00超～ 135.00円	132.50円	32.5円
135.00超～ 140.00円	137.50円	37.5円

140.00 超 ~	145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ~	150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ~	155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ~	160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ~	165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ~	170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ~	175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ~	180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ~	185.00 円	182.50 円	82.5 円

※代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※上昇額は、(代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が185.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.0円/Lの幅で代表価格及び上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車 (2 tクラス)	〇〇 km/L
中型車 (4 tクラス)	〇〇 km/L
大型車 (10 tクラス)	〇〇 km/L
トレーラー (20 tクラス)	〇〇 km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃を算出する上での条件 (平均走行距離) は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車 (2 tクラス)	100km	50km
中型車 (4 tクラス)	130km	60km
大型車 (10 tクラス)	130km	60km
トレーラー (20 tクラス)	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。